

「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の見直しに向けて
—「中間まとめ」を軸に、「次世代への文化芸術の継承」の観点から—

伊 藤 り さ

はじめに

平成13年12月に成立した「文化芸術振興基本法」(平成13年法律第148号。以下「基本法」とする。)は、第7条第1項で「政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。」と定めている。この規定に基づき、平成14年12月10日に「文化芸術の振興に関する基本的な方針」⁽¹⁾(以下「第1次基本方針」とする。)が閣議決定された。

第1次基本方針は、平成14年度からおおむね5年間を見通し⁽²⁾、文化芸術の振興における国の果たす役割と、特に重視すべき方向性と留意すべき事項、及びこれらの基本的方向を踏まえて講ずべき基本的施策について定めたものである。なお、「第1次基本方針」のまえがきは、「諸情勢の変化や、施策の効果に関する評価を踏まえ、柔軟かつ適切に見直しを行う」としている。

これを受けて、平成17年4月に初会合を開いた文化審議会第3期文化政策部会(以下、「第0期文化政策部会」とする。)は、次期基本方針の策定に向けて、社会経済状況等の変化も踏まえた「第1次基本方針」の評価と課題の検討をおこない、平成18年2月3日に「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の評価と今後の課題について(審議のまとめ)⁽³⁾(文化審議会文化政策部会。以下「審議のまとめ」とする。)をとりまとめた。

平成18年3月に発足した第4期文化政策部会は、平成19年4月からの「第2次基本方針」実施を目指して基本方針の見直しを審議している。同部会は、平成18年7月に「文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて(中間まとめ)」⁽⁴⁾(文化審議会文化政策部会、平成18年7月26日。以下「中間まとめ」とする。)を発表し、これに対する意見募集(パブリックコメント)を8月4日から9月1日までおこなった。その結果、関係団体・個人から102件の意見が寄せられた⁽⁵⁾。

以下では、「中間まとめ」の概要を紹介する

*インターネット情報はすべて2006年10月4日現在。

(1) 「基本方針 文化芸術の振興に関する基本的な方針」『文化庁月報』412号, 2003.1, pp.12-23.

(2) 第4期文化政策部会(第1回)配布資料3「諮問文及び諮問理由説明」(平成18年3月16日)

文化庁ウェブサイト <http://www.bunka.go.jp/laramasi/pdf/23_bunkaseisakubukai_siryou_3.pdf>

(3) 「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の評価と今後の課題について(審議のまとめ)」

文化庁ウェブサイト <http://www.bunka.go.jp/laramasi/pdf/bunkaseisakubukai_3_singimatome.pdf>

(4) 「文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて(中間まとめ)」

文化庁ウェブサイト <http://www.bunka.go.jp/laramasi/pdf/bunkaseisakubukai_4_chukanmatome.pdf>

(5) 「文化審議会文化政策部会 文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて(中間まとめ)」に対する意見募集の結果概要」文化庁ウェブサイト

<http://www.bunka.go.jp/laramasi/pdf/32_bunkaseisakubukai_siryou3.pdf>; 「文化審議会文化政策部会 文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて(中間まとめ)」に対する意見募集の結果」文化庁ウェブサイト <http://www.bunka.go.jp/laramasi/pdf/32_bunkaseisakubukai_sankou.pdf>

とともに、パブリックコメントの結果を参照しつつ、「第2次基本方針」に盛り込むことが望まれるであろうポイントを整理した。

I 「文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて（中間まとめ）」

1 「中間まとめ」の概要

「中間まとめ」は4章⁽⁶⁾から構成されている。すなわち、「1. 「第1次基本方針」の評価と課題」「2. 「第2次基本方針」の基本的方向」「3. 「第2次基本方針」で重点的に取り組むべき事項（今後5年間を目標に）」「4. 「第2次基本方針」における基本的施策の見直しの方向性」である。以下、各章のポイントを簡単に整理する。

(1) 「第1次基本方針」の評価と課題

第1章では、以下に掲げる6つの観点から、基本法第2条に掲げられた基本理念にどの程度到達できたのかを整理し、第2次基本方針における施策の方向性を分析している。すなわち、「①文化芸術活動を行う者の自主性・創造性の尊重及び地位の向上」「②地域にかかわらず、文化芸術を鑑賞、参加、創造することのできる環境の整備」「③地域の特色ある多様な文化芸術の発展」「④我が国の文化芸術の世界への発信」「⑤国民の意見の反映」「⑥次世代への文化芸術の継承」である。このうち、「⑥次世代への文化芸術の継承」は基本法及び「第1次基本方針」にはなく、「中間まとめ」において「基本方針に新たに盛り込むべき基本理念」として新たに取り入れられたものである。

①～⑤の各観点とも、基本理念はある程度達成されつつあるものの、依然不十分な点が残っている、との現状認識に立ち、それを解消するためにはどのような施策が必要であるかを簡単

に述べており、個別の基本理念ごとに「第2次基本方針」に向けた見直しの方向性が示されたものと言える。

新たに「⑥次世代への文化芸術の継承」という観点を採用した理由については、「中間まとめ」は次のように述べている。「これからの我が国を担う子どもたちが、文化芸術に触れて豊かな人間形成を図り、日本の文化、伝統を身につけ継承していくことが、子どもの調和のとれた人格形成のためには不可欠であるとともに、我が国の文化芸術の振興にとって極めて重要である。」この項目は、第4期文化政策部会の今後の議論においても重要なポイントとなると思われるので、この点については後であらためて取り上げる（本稿第Ⅱ章第2節参照）。

(2) 「第2次基本方針」の基本的方向

第2章では、個別具体的な方向性ではなく、「第2次基本方針」が全体として目指すべき方向を整理している。基本的な方向としては、「文化力（＝文化の持つ力）」をキーワードとして、以下の3点が挙げられている。

(a) 「文化力の時代を拓く」：文化芸術の振興を国の基幹政策として位置づけ、長期的で継続的な視点に立って、社会全体で文化芸術振興のための施策を推進していく

(b) 「文化力で地域から日本を元気にする」：地域文化の持つ文化の厚みが日本全体の文化を豊かにし、日本の魅力を高めるという認識に立ち、国民があらゆる地域で、それぞれの地域の特性に即した形で文化芸術に触れられる機会を確保する

(c) 「国、地方、民間が相互に連携して文化芸術を支える」：国は地方公共団体や民間団体等との連携を一層図り、それらの自律的な文化芸術活動を促すとともに、国民が文化芸術を享受できる環境を整備する

(6) 「中間まとめ」には章・節等の段落記号は用いられていないが、以下、本稿では便宜的に大見出しを「章」、中見出しを「節」、小見出しを「項」として述べる。

「第1次基本方針」と「中間まとめ」とは全体の構成や表現が大幅に異なるため、単純には比較できないが、趣旨としては、「第1次基本方針」と「中間まとめ」とはほぼ同一の方向を指していると言ってよいであろう。ただし、国、地方、民間の関係について、「第1次基本方針」では国を中心とした記述が多かったのに対し、「中間まとめ」では「相互に連携」という表現を用いて、地方・民間の役割を重視する姿勢を打ち出している。これは、「中央から地方へ」「官から民へ」という近年の政策動向を踏まえたものであろう⁽⁷⁾。

(3) 重点的に取り組むべき事項と基本的施策の見直しの方向性

第3章、第4章では、「重点各論」「その他の各論」⁽⁸⁾という観点から、今後5年間に重点的に取り組むべき事項、および「第1次基本方針」の中の「第2 文化芸術の振興に関する基本的施策」の見直しについて整理している。

第4章で取り上げられている11項目は、「第1次基本方針」が「文化芸術の振興に関する基本的施策」として挙げたものである。これらの項目は基本法第8～34条の内容をそのまま踏襲している。「中間まとめ」第4章では「本中間まとめに対する国民の意見募集を踏まえ、秋以降の文化政策部会で具体的な記述について更に検討を深め」としており、「中間まとめ」の段階ではまとまった見解は述べられていない。

第3章で述べられている「重点各論」は「第1次基本方針」とは対応しない項目立てである。社会情勢の変化と今後5年間に予想される状況を見通して、「第2次基本方針」で重点的に取り組むべき事項として挙げられているのは、

「日本の文化芸術を継承、発展、創造する人材の育成」「日本文化の発信及び国際文化交流の推進」「子どもの文化芸術活動の充実」「地域文化の振興」「文化芸術創造活動の戦略的支援」の5点である。これらの項目のほとんどは、第1章においておこなわれた「第1次基本方針」の評価の視点と重なっている。こうした点にも、「第1次基本方針」がどのような問題意識と方向性のもとで見直されて「第2次基本方針」の策定につながっていくのかということが示されているように思われる。

2 パブリックコメントの概要

既に述べたように、「中間まとめ」に対するパブリックコメントは平成18年8月におこなわれ、102件の意見（関係団体46団体、個人56人）が寄せられた。すべての意見を掲載した「文化審議会文化政策部会 文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて（中間まとめ）」に対する意見募集の結果（以下、「パブリックコメント結果」とする。）は全部で93ページに及ぶ大部なものである。ほぼ全分野に亘って様々な観点から意見が述べられている。

これらの意見を詳細に紹介するスペースの余裕もないため、本稿では、事務局でまとめた「文化審議会文化政策部会 文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて（中間まとめ）」に対する意見募集の結果概要も参照しながら、「中間まとめ」に対する関係団体及び国民の関心の所在を整理したい。

(1) 意見提出団体

「パブリックコメント結果」巻末に掲載された「提出意見状況 (3) 意見提出団体一覧」を見

(7) 第4期文化政策部会（第7回）（平成18年6月22日）における伊藤裕夫委員（静岡文化大学教授）の発言参照。議事録は文化庁ウェブサイト <http://www.bunka.go.jp/laramasi/29_bunkaseisakubukai_2gijiroku.html>。

(8) 第4期文化政策部会（第7回）配布資料2「第4期文化政策部会中間まとめについて（構成案）」

文化庁ウェブサイト <http://www.bunka.go.jp/laramasi/pdf/29_bunkaseisakubukai_siryou2.pdf>。なお、同資料では、「基本的方向」を「総論」と位置づけている。

ると、文化芸術全般を対象とした活動をおこなっている NPO 法人などもあるが、全体としては舞台芸術（演劇など）や音楽関連の団体が多い（46団体中、約半数が舞台芸術または音楽関係団体であると思われる）。「基本方針」の根拠法である基本法で規定されている文化芸術は「文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他」「メディア芸術」「伝統芸能」「芸能（講談、落語など）」「生活文化、国民娯楽及び出版物等」「文化財等」であり、必ずしも舞台芸術や音楽などに限ったものではないが、美術・文学等の関係団体からの意見はなかったようである。なお、第4期文化政策部会では平成18年4月に関係団体からの書面による意見聴取をおこなっており、意見を寄せた26団体中には、ユネスコ・アジア文化センターや日本写真家協会など、舞台芸術・音楽関係団体以外の団体も含まれている⁽⁹⁾。

一方、個人から出された意見の中には、図画工作科の教員など、美術関係者からの意見も比較的多く見出せる。

(2) 意見の集中した項目

第4章に関する意見は項目ごとに分けられておらず、傾向がつかみにくいのでここでは除く。第1～3章のうち多くの意見が寄せられている項目は、「子どもの文化芸術活動の充実」26件、「日本の文化芸術を継承、発展、創造する人材の育成」25件⁽¹⁰⁾、「「第1次基本方針」の評価」15件、「文化芸術創造活動の戦略支援」15件、などである。このうち、後者の2項目には「子どもの文化芸術活動の充実」「日本の文化芸術を継承、発展、創造する人材の育成」に関わる

意見も含まれていることを考慮すると、前二者に対する関心の高いことがうかがえる。この2項目については、将来の文化芸術を支えていく人材の育成という観点から、次章であらためて取り上げる。

(3) 具体性・明確性を欠くことへの指摘

全体的に具体性・明確性を欠く（具体的な計画やビジョンへの言及が少なく、用語の定義が曖昧であるなど）ことに対する指摘がある。「中間まとめ」と「第2次基本方針」とは同じものではないとの前提に立てば、「中間まとめ」の段階では見直しの基本的な方向性を示すことに重点が置かれた結果、具体的な記述より一般的・概括的な記述が多くなったとも考えられる。しかし、そうであるならばなおさらのこと、これらの指摘を「第2次基本方針」の策定の際に考慮すべきであろう。

「文化力」という用語についても、「概念が明確でない」などいくつかの意見があった。近年、文化庁は「文化力プロジェクト」など「文化力」という語を多用しているが、資料によってその意味が一定しない。ある資料は「人の心の豊かさを創出するなどの本質的な意義に加えて、文化には人々に元気を与え地域社会全体を活性化させて、魅力ある社会づくりを推進する力」（『我が国の文化行政 平成17年度』p.16）の意味で使っており、また別の資料は「人々を惹きつける魅力や社会に与える影響力があり、こうした文化の持つ力」（「中間まとめ」p.2）としている。これらは似通った内容を指しているとは言え、「文化力」という語が広く一般に認知されてい

(9) 第4期文化政策部会（第4回）（平成18年5月12日）配布資料6「文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについての文化芸術関係団体への意見募集の概要」

文化庁ウェブサイト <http://www.bunka.go.jp/laramasi/pdf/26_bunkaseisakubukai_siryoku6.pdf>

(10) 単純に数えると26件になるが、14件目の「全日本舞台・テレビ技術関連団体連絡協議会」からの意見と15件目の「社団法人日本照明家協会」からの意見の内容がまったく同一である。また、13件目の意見提出者が「全日本舞台・テレビ技術関連団体連絡協議会」で14件目と重複していることから、14件目は事務局による集約の際に13件目の意見提出者と15件目の意見内容を混同したケアレスミスから生じたものと判断し、件数から省いた。

るとは言い難い現状⁽¹¹⁾においては、意味に揺れのある用語をキーワードとして使用する場合には、何らかの定義をすることが望ましいのではないかと思われる。

このほか、具体的な数値目標や時間軸等を盛り込み、5年後に計画の進捗状況を確認できるような仕組みを作ることが必要だ、とする意見も見られた。ただ、数値目標については、単純なアウトプット指標（集客量・収入額など）に留まらないように十分配慮する必要がある⁽¹²⁾との慎重な意見が出る可能性もある。いずれにせよ、何らかの客観的基準を設けて、当該期間の終了後に、「基本方針」に掲げられた施策がどれだけ達成されたかを検証することは、文化芸術振興の上でも重要かつ必要な過程となろう。

II 「第1次基本方針」見直しの論点

1 日本の文化芸術を継承、発展、創造する人材の育成

本節及び次節では、「第1次基本方針」見直しの際に取り上げられるであろう論点のうち、「中間まとめ」が「基本方針に新たに盛り込むべき基本理念」として打ち出した「次世代への文化芸術の継承」という観点から、「日本の文化芸術を継承、発展、創造する人材の育成」と「子どもの文化芸術活動の充実」を取り上げ、論点を整理する。本節では、まず「日本の文化芸術を継承、発展、創造する人材の育成」について、パブリックコメントを紹介しながら考えてみたい。

本項目に対する意見が多かったのは、一つには育成すべき人材の内容が多岐に亘っているためであろう。「中間まとめ」では、育成すべき人材として、「①文化芸術創造活動に携わる人

材」「②伝統文化の継承者」「③文化芸術活動を支える人々」の3つを挙げている。各項目にはさらに複数の育成対象が掲げられている。①であれば、実演者・実作者のほか、舞台技術者等のスタッフ、文化施設・文化芸術団体を企画・運営等に携わるマネジメント担当者などである。②には実演者・実作者に加え、伝統的素材の生産者が挙げられている。③には文化芸術サポーター、文化芸術コーディネーターという二つが挙げられている。この二つについては、具体的にどのような活動をするのかについて明確な記述はないが、その点に関してはパブリックコメントでも特に意見はなかったようである。

①に対しては、実演者（この項目に関しては舞台芸術・音楽関係者からの意見がほとんどである）の育成もさることながら、パブリックコメントの「人材育成について、どの分野の人材が枯渇しているのか、…(中略)…日本のアイデンティティを創造⁽¹³⁾継承してゆくのに必要か、明確な方針を盛り込むべきではないか。音楽の分野で言えば音楽家は溢れている。…(中略)…反面、音楽企画制作、アーティストプロモーション、マーケット創造等の出来る、俊敏プロデューサーや、地域文化のプロデューサーが不足している。」(社団法人日本クラシック音楽事業協会)、「舞台技術者等の養成・研修に地域格差がないように」(愛知県舞台運営事業協同組合)、「実演家はもとより、制作者や技術者の人材の育成の必要性は日々痛感しています。…(中略)…いま、興行の劇場にいる事務方(制作者)や技術方は経験や知識が十分な方も多いとは思いますが、そうでない方々…(中略)…も多く見受けられます。」(個人)といった意見に象徴されるように、プロデューサーや技術者、アーツマネージャー等の、実演者を支える裏方の育成を訴える意見が少な

(11) 『我が国の文化行政 平成18年度』でも「文化力」という語は数箇所で見出されているが、意味を定義する記述は見出せなかった。文化庁としては、「文化力」という語はすでに定着していると判断したものかもしれない。

(12) 中川幾郎「指定管理者制度と公共文化施設のこれから」『文化経済学』4巻4号, 2005.9, pp.7-9. 等。

(13) 原資料には「想像」とあるが、「創造」の誤植であると判断し、訂正した。

くない。「基本方針」が、我が国の文化芸術振興の何らかの指針となるのであれば、現場の意見を十分に聴取した上で、より重点的に育成すべき人材を検討することが求められるであろう。なお、実演者については、新国立劇場でオペラ歌手・バレエダンサー・俳優の研修が始まっている。

②で扱われている「伝統文化の継承者」の育成のうち、「伝統的素材の生産者の確保は、産業構造の変化の中で危機的状況にある。」という部分には、パブリックコメントで「工芸の分野を指しているよう」である（財団法人古曲会）という指摘がなされているが、これは必ずしも美術工芸などに限られるものではないと考えられる。例えば、三味線の撥に用いられる象牙や、文楽の首の細工に使われる鯨のひげなどといった、伝統芸能に必要な素材が入手困難になりつつあるとか、あるいは伝統楽器の修理をおこなう職人などが減少しているという声は、実演者の間からしばしば聞かれる。「伝統文化の継承」を言うのであれば、実際の演奏に直接関わるわけではないが、実演には欠くことのできないこのような技術及び技術者の保護・育成にも注意を払う必要があるだろう。

伝統芸能の継承者のうち、国家レベルで保護・育成されるべき伝統芸能実演者に関して言えば、日本芸術文化振興会で歌舞伎（俳優・音楽）・文楽・能楽・大衆芸能（寄席囃子・太神楽）の養成事業がおこなわれている。もっとも早く開始された歌舞伎俳優（昭和40年開始）は、86名の修了者が歌舞伎俳優として就業しており⁽¹⁴⁾、これは全歌舞伎俳優の27%にあたる。上記の養成事業のうち、就業者全体に占める研修修了生の割合がもっとも高いのは寄席囃子で、全就業者の89%が研修修了生だという⁽¹⁵⁾。これらのデー

タを見る限り、養成は比較的着実におこなわれているようであり、今後は「中間まとめ」にもあるとおり、「伝統文化の継承に携わる人々が自らの職業に安心して専念し、経済的に自立できる環境の整備」を一層進めていく必要があるだろう。

本項目については、先述のとおり舞台芸術及び音楽関係者からの意見が多い（③については文化財関係団体からの意見がある）。しかし、①～③のいずれも、美術・工芸等の分野にも関わる課題であるので、最終報告の段階では、パブリックコメントには現れてこないこのような分野についても配慮してまとめる必要があるものと思われる。

2 子どもの文化芸術活動の充実

この項目に対しては個人からの意見が多い。26件中16件が個人からのものであった。

興味深いのは、関係団体からの意見の多くが鑑賞教室の充実や文化施設などとの連携を訴えていることに対して、個人からの意見は教科としての芸術教育の重要性を指摘していることである。意見の内容から推測して、「個人」には芸術科教員などの芸術教育関係者がかなり含まれているのではないと思われる。学校教育の中で芸術文化に触れる機会が非常に少ないという現状あるいは現場の実感を示唆しているものとも言えよう。

現実問題として、義務教育課程での芸術科（音楽・美術〔小学校では図画工作〕）の授業時数は確実に減少している。学校週5日制と「総合的な学習の時間」が平成14年度から本格的に実施されたことで、総授業時数及び「総合的な学習の時間」以外の教科の授業時数が減少し、結果として、芸術科の授業時数も表1のとおり削

(14) 日本芸術文化振興会ウェブサイト「養成事業 歌舞伎俳優」

<<http://www.ntj.jac.go.jp/training/training1.html>>

(15) 日本芸術文化振興会ウェブサイト「養成事業 大衆芸能（寄席囃子）」

<<http://www.ntj.jac.go.jp/training/training5.html>>

減された。

小学校ではそれほどでもないが、中学校では、いわゆる主要教科以外の授業時数が相当減少していることがわかる。義務教育段階での芸術教育の重要性は、次のようなパブリックコメントでの意見に集約されるであろう。「地域のいろいろな文化団体を大切にすることもいいですが、そこに参加するのは、興味のある子どもだけです。興味のない子どもは、家庭が芸術に関心のない子どもです。家庭の差というものは、とても大きなものです。すべての子どもが芸術教育に触れられるのは、義務教育だけです。文化芸

術を振興していくには、子どもの時から芸術に対する感性を大切に育てていかなければなりません。ところが、家庭の関心の差で、その機会に恵まれないことがあるのです。それをカバーするのが学校教育の役割だと思います。」(個人)

もちろん、「総合的な学習の時間」で芸術教育を取り入れることは可能であるし、そうした実践を試みている学校も少なくないであろう⁽¹⁶⁾。「総合的な学習の時間」以外でも、近年盛んになっている文化施設のアウトリーチ(芸術普及)活動と連携して芸術教育をおこなっている学校もある⁽¹⁷⁾。しかし、これらの時間は必ずしも

表1 授業時数の比較

| 中 学 校 | | | | | 小 学 校 | | | | |
|-----------------------|---------|------------------------|---------|------------|-----------------------|--------|------------------------|------|------------|
| 学校教育法施行規則 (平成元年改訂) | | 学校教育法施行規則 (平成10年改訂) | | 減少率 (%) | 学校教育法施行規則 (平成元年改訂) | | 学校教育法施行規則 (平成10年改訂) | | 減少率 (%) |
| 国 語 | 455 | 国 語 | 350 | 23 | 国 語 | 1601 | 国 語 | 1377 | 14 |
| 社 会 | 350~385 | 社 会 | 295 | 16~23 | 社 会 (第3~6学年) | 420 | 社 会 (第3~6学年) | 345 | 18 |
| 数 学 | 385 | 数 学 | 315 | 18 | 算 数 | 1011 | 算 数 | 869 | 14 |
| 理 科 | 315~350 | 理 科 | 290 | 8~17 | 理 科 (第3~6学年) | 420 | 理 科 (第3~6学年) | 350 | 17 |
| 音 楽 | 140~175 | 音 楽 | 115 | 18~34 | 生 活 (第1・2学年) | 207 | 生 活 (第1・2学年) | 207 | 0 |
| 美 術 | 140~175 | 美 術 | 115 | 18~34 | 音 楽 | 418 | 音 楽 | 358 | 14 |
| 保健体育 | 315~350 | 保健体育 | 270 | 14~23 | 図画工作 | 418 | 図画工作 | 358 | 14 |
| 技術・家庭 | 210~245 | 技術・家庭 | 175 | 17~29 | 家 庭 (第5・6学年) | 140 | 家 庭 (第5・6学年) | 115 | 18 |
| 外国語 | (規定なし) | 外国語 | 315 | — | 体 育 | 627 | 体 育 | 540 | 14 |
| 総合的な 学習の時間 | (規定なし) | 総合的な 学習の時間 | 210~335 | — | 総合的な 学習の時間 | (規定なし) | 総合的な学習の時間 (第3~6学年) | 430 | — |
| 総授業時数 | 3150 | 総授業時数 | 2940 | 7 | 総授業時数 | 5785 | 総授業時数 | 5367 | 7 |

(注) 授業時数は全学年の総計。平成10年の改訂は平成14年度から施行。

(出典) 学校教育法施行規則をもとに筆者作成。

(16) 「[超音速] いよっ 子ども歌舞伎 岩国の柱野小 東京の役者、「勸進帳」指導」『中国新聞』2005.5.31; 「1年間の取り組み、上方舞「八島」披露 真剣な表情に拍手沸く 屋島小5年生」『朝日新聞』(香川県)2006.2.4; 「伝統芸能児童が発表 福島小、能など5ヵ月間練習」『徳島新聞』2006.2.25; 「[伝承の現場スペシャル] 箏・狂言・文楽 小中学生に「特別授業」」『読売新聞』2006.4.26. など、伝統芸能を中心に事例紹介は多い。

(17) 『アウトリーチ活動のすすめ: 地域文化施設における芸術普及活動に関する調査研究報告書』地域創造, 2001.; 「アンケート報告 「教育と演劇」のパートナーシップの可能性 (1) 加盟劇団の意識と現状」『Join』40号, 2003.3, pp.34-43.; 「アンケート報告 「教育と演劇」のパートナーシップの可能性 (2) 高等学校の意識と現状」『Join』41号, 2003.6, pp.16-27. など。

芸術教育に充てられるとは限らないし、また、すべての児童生徒が対象になるとは限らないケースもあり得ると思われる。これは高等学校の例だが、「年間授業時間の確保が優先」「予算的に困難」等の理由で芸術鑑賞教室をおこなっていないという事例が紹介されている⁽¹⁸⁾。また、公立学校の場合、「総合的な学習の時間」についても特別に予算がつくわけではないため、例えばプロの劇団のように謝礼が必要な講師を招聘することができず、十分な学習ができないこともあるという指摘もなされている⁽¹⁹⁾。

文化庁は、「子どもたちが、本物の文化芸術に直接触れ、創造活動に参加することにより、多くの感動体験を得、感受性豊かな人間としての育成を図るため」(『我が国の文化行政 平成18年度』p.23)として、様々な施策を展開しており、その予算総額は平成18年度で約56億円に上る⁽²⁰⁾。しかし、この予算についても、パブリックコメントでは「都市限定の感があり、地方は置き去り」(個人)、「少人口地域(過疎地域)、離島、僻地及び該当地域の学校等で、子どもたちが舞台芸術と出会う機会の拡充についての財政支援の拡充…(中略)…地方で子どもたちが出会う機会を実現するには旅費・運搬費などの経費負担も過重」(個人)、「飛行機、トラック移動、

列車などそれらの経費の負担が全部受益者に掛かるのではなく、一部でも、子どものための公演に関する移動経費は国や、企業の支援が引きだされるようなシステムがあれば、もっと公演がやりやすくなる」(特定非営利活動法人熊本県子ども劇場連絡会)など、厳しい意見が相次いでいる。

若干話はそれるが、ここで指摘されている都市部と地方の格差は子どもだけに関わる問題ではない。「中間まとめ」でも「地域文化の振興」は重点項目として挙げられているし、「中間まとめ」以前にも、文化政策部会は報告書『地域文化で日本を元気にしよう!』(平成17年2月)⁽²¹⁾を出しており、文化庁は地域文化振興のための施策を推進している。地方公共団体の文化関係予算が減少を続けている現状(『我が国の文化行政 平成18年度』p.3)⁽²²⁾において、諸外国に比較しても決して潤沢とは言えない⁽²³⁾国レベルの文化関係予算のより効果的な配分方法について、今後、地方の声も取り入れつつ、慎重に検討をおこなう必要がある。

基本法の参議院附帯決議には、「小中学校における芸術に関する教科の授業時数が削減されている事態にかんがみ、児童期の芸術教育の充実について配慮すること。」⁽²⁴⁾という項目があ

(18) 前掲「アンケート報告 「教育と演劇」のパートナーシップの可能性 (1)加盟劇団の意識と現状」p.17。また、「パブリックコメント結果」中、「(3)子どもの文化芸術活動の充実」について」におけるクリエイティブステップ横浜実行委員会の意見参照。

(19) 「検証座談会 教育と演劇の接点を探って」『Join』41号, 2003.6, pp.40-41.

(20) 第4期文化政策部会(第3回)(平成18年4月26日)配布資料4-1「文化庁子どもの文化芸術体験活動推進施策一覧」文化庁ウェブサイト

<http://www.bunka.go.jp/laramasi/pdf/25_bunkaseisakubukai_siryoku4_1.pdf>

(21) 文化庁ウェブサイト <http://www.bunka.go.jp/laramasi/pdf/bunkaseisakubukai_chiiki_genki.pdf>。また、文化庁ウェブサイト「地域文化の振興～文化で地域を元気にするために～」

<<http://www.bunka.go.jp/1bungei/bunkasinkou/index.html>>では、地域文化振興のための施策等がまとめて紹介されている。

(22) 文化庁ウェブサイト「文化行政のあらまし 地方の文化行政」<<http://www.bunka.go.jp/laramasi/main.asp?ofl=show&id=1000001122&clc=1000000001&cmc=1000000025&cli=1000001102&cmi=1000001113>>(9.html)も参照。

(23) 第4期文化政策部会(第2回)(平成18年4月13日)配布資料4「文化をめぐる諸状況についての関連データ集」文化庁ウェブサイト <http://www.bunka.go.jp/laramasi/pdf/24_bunkaseisakubukai_siryoku4.pdf>

る。これは必ずしも学校教育に限ったものではなく、地域文化施設・地域文化団体等との連携なども含めてのことであろう。子どもの文化芸術活動を充実していくことは、子どもの人格形成に資するだけでなく、将来の文化芸術活動の実践者・享受者・支援者の裾野を広げることにつながり、ひいては文化芸術全体の振興をもたらす可能性のある重要な取組みと考えられる。「子どもの文化芸術活動の充実」という事項に関しては、文化芸術振興の基盤を整備する重要課題でもあるという認識に立ち、長期的・広域的な視点から検討をおこなうことが求められよう。

おわりに

本稿では、「文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて(中間まとめ)」で新たに盛り込まれた「次世代への文化芸術の継承」(特に「日本の文化芸術を継承、発展、創造する人材の育成」と「子どもの文化芸術活動の充実」という点に着目し、「中間まとめ」及び「パブリックコメント結果」を参照しながら整理をおこなった。「中間まとめ」の段階では、具体性・明確性を欠くと指摘された項目も多いが、「第1次

基本方針」を評価する際の6つの視点や、「重点的に取り組むべき」として挙げられた6項目の内容は、「中間まとめ」及び「第2次基本方針」の問題意識と方向性を強く表しているとも言えよう。

今後、文化政策部会では平成19年2月上旬に文部科学大臣に「第2次基本方針答申」を提出するスケジュールで検討を進め、2月上旬以降に閣議決定、4月には「第2次基本方針」を実施に移す予定である。今回のパブリックコメントに寄せられた意見はもとより、意見のなかった文化芸術分野についても、目配りすべき点は依然多いように見受けられる。パブリックコメントでは多様な立場から様々な意見が出されたが、その中には現場からの切実な意見も少なくない。こうした意見を「基本方針」に適切に反映させ、実効性のある内容にしていくことが、今後の文化政策部会の議論には求められるであろう。

「文化芸術」という言葉に含まれる分野は非常に多岐に亘り、網羅的に言及することは難しいという面もあろう。「第2次基本方針」が、少なくとも今後5年間、文化芸術関連施策全般の指針になることを念頭においた上で、充実した議論のなされることを期待したい。

(いとう りさ 国会レファレンス課)